

## 住居表示に伴う記載事項変更の手続きに必要な書類について

### ● 手続きに必要な書類

- ① 使用許可証記載事項変更届
- ② 住居表示等をしたことを証明するもの  
※ 各市町村役場にて無料でもらえます。
- ③ 使用許可証（原本）  
使用許可証を紛失された場合には、使用許可証再交付申請書＋手数料 300 円
- ④ 本人確認書類（原本）、使用者以外が申請する場合は、使用者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類（原本）（郵送申請の場合、コピーで結構です。）  
顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。  
(例：健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類)  
その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。

- 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
- 申請受付窓口は市役所本庁舎4階 環境保全課霊園葬祭係窓口のみです。船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）・各出張所・各連絡所では受付できません。

### 手続きを郵送で行う場合

手続きを郵送で行う場合は、㉞上記①～④の必要書類、㉟120円分の切手（再交付申請が必要な場合）、㊱手数料分の定額小為替（再交付申請が必要な場合、郵便局にて購入して下さい。）を同封し郵送願います（定額小為替は発効日から6ヶ月以内で無記名のもの）。

送付先及び問い合わせ

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 環境保全課 霊園葬祭係

TEL 047-436-2402